その他事業			
①出資金・貸付金、負担金		75%	
	政府関係機関等	90%	
	コミュニティ・ファンド形成事業等	90%	
	災害復興基金等	100%	
	住宅資金等貸付事業	100%	
	土地開発公社経営健全化対策に基づく貸付金	100%	
	政府関係機関等	90%	
②①以外の事業（補助金の財源を含む。）		75%	
原子力発電施設等立地地域振興特別事業			
沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業			
沖縄北部特別振興対策事業			
未買収道路用地取得事業（沖縄県に限る。）		100%	
出資金・貸付金（チッソ分）			
特定間伐等促進対策事業			
特別転貸債			
防災集団移転事業		90%（宅地分譲助成 100%）	
豪雪対策整備事業		80%	
認定こども園整備事業			
石綿対策事業（石綿救済基金に対する拠出）		100%	
地域総合整備資金貸付事業			
石綿対策事業（公共施設等の石綿の除去事業）		95%	
拠点法等特別事業			
産業廃棄物不法投棄対策事業（単独事業に限る。）		90%	

一般補助施設整備等事業		
一般単独・一般事業		
河川等事業		
臨時高等学校改築等事業		
第三セクター等改革推進債		100%

○総務省告示第百四十四号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十五号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日　総務大臣　片山　善博

「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「千分の三十四・一」を「千分の二十九・〇」に改める。

○総務省告示第百四十五号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第四項及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）第八十二条第三項の規定に基づき、昭和六十一年自治省告示第六十六号（地方公務員等共済組合法第百十三条第三項等の規定により地方公共団体が負担する地方団体関係団体の職員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日　総務大臣　片山　善博

「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「千分の三十四・一」を「千分の二十九・〇」に改める。

○総務省告示第百四十六号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月一日　総務大臣　片山　善博

「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

別表第一中

「

地方職員共済組合		118.5/1000
公立学校共済組合	義務教育職員	140.6/1000
	その他の教職員	81.6/1000
警察共済組合		91.1/1000
東京都職員共済組合		97.2/1000
札幌市職員共済組合		44.5/1000
川崎市職員共済組合		49.7/1000
横浜市職員共済組合		58.5/1000
名古屋市職員共済組合		91.8/1000
京都市職員共済組合		100.1/1000
大阪市職員共済組合		99.4/1000
神戸市職員共済組合		90.5/1000
広島市職員共済組合		43.8/1000
北九州市職員共済組合		108.7/1000
福岡市職員共済組合		64.5/1000
市町村職員共済組合		59.5/1000
都市職員共済組合		

」を